

～大野城市待機児童支援補助金のご案内～

認可保育所等（認可保育所（園）、小規模保育事業所、認定こども園）に入所申込をし、待機児童となった児童のうち、月極で届出保育施設を利用した場合の保育料の一部を補助します。

なお、下記対象期間において幼児教育・保育の無償化の対象者（3歳未満児の市民税非課税世帯と3歳以上児）は本補助金の対象外となります。

◆対象期間 令和5年3月31日まで

※本補助金は、令和4年度までで終了しますので、令和5年4月以降の補助はありません。

◆対象者 ※次の①・②いずれにも該当する0歳児～2歳児〔非課税世帯を除く〕

①認可保育所等へ入所申込をしたにも関わらず、入所できず待機児童となった。

②待機児童と認められる期間内に届出保育施設を月極契約で利用している。（利用していた。）

※上記①・②に該当しても次の場合は対象となりません。

○お住まいの近隣に入所可能な認可保育所等があるにも関わらず、特定の認可保育所等を希望している。

○認可保育所等に入所内定したが、入所を辞退した。

⇒入所内定を辞退した方は、辞退月分から令和5年3月分までは補助金の対象となりません。

○事業所内保育施設及び企業主導型保育事業所を利用している。

※実際に対象になるかについては、個別にお問い合わせをお願いします。

※認可保育所等へ月途中入所した場合、入所月は対象とならない場合があります。

◆助成額 月額保育料の差額×1/2（百円未満は切り捨て）

≪1カ月あたりの上限額≫ 23,500円

※月額保育料の差額：「①届出保育施設の基本的な月額保育料」から「②認可保育所等に入所できた場合の月額保育料」を差し引いた金額。

※対象外経費：月額保育料以外の費用（入園料、時間外利用料金、食事・おやつ代等）

◆助成時期

対象期間	申請期間	交付時期
令和4年4月～6月	令和4年7月1日～29日	令和4年8月
令和4年7月～9月	令和4年10月3日～31日	令和4年11月
令和4年10月～12月	令和5年1月4日～31日	令和5年2月
令和5年1月～3月	令和5年3月1日～31日	令和5年5月

※申請期間内に申請がない場合、助成できないことがあります。（年度を越える申請不可）

※申請は、上記申請期間中の市役所開庁日（平日 8:30～17:00、第2・第4土曜日 9:30～12:30）に限ります。

◆申請方法

市ホームページに掲載している「交付申請書」、「届出保育施設利用状況証明書兼支払額証明書（施設からの利用証明が必要）」の様式に必要事項を記入の上、上記申請期間内に子育て支援課窓口へ提出。 ※対象期間ごとに申請が必要

【問い合わせ先】大野城市役所子育て支援課保育所・幼稚園担当 Tel092-580-1864（直通）